

# 平成 27 年度第 3 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

## 議 事 要 旨

1 日時 平成27年 8 月10日（月）午後 7 時00分～午後 8 時30分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

大野会長、本多副会長、江本委員、加藤委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、鈴木委員、田中委員

（2）説明員

行政経営担当：灘家課長、進藤係長、情報推進課：布施課長

（3）事務局

企画部：早川部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、桑田主事、林主事

4 傍聴者 0名

5 議題

（1）諮問第54号（継続審議） 「昭島市個人情報保護条例の改正について」

（2）諮問第55号 「個人情報の目的外の利用について」

（3）平成26年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）

（4）平成26年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

6 議事要旨

会 長 まず、前回継続審議となった諮問第54号について審議する。諮問について説明を求める。

事務局 条例の改正の内容について説明する前に、7月9日から8月7日まで行ったパブリックコメントについて意見がなかったことを報告する。条例改正だが、第2条の用語の定義では、特定個人情報と情報提供等記録をマイナンバー制度における主要な用語として定義をするものである。第13条の改正では、一般の個人情報の目的外利用及び目的外提供に関する従来の規定に加えて、第3項において特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の当該実施機関内における利用をしてならないことを、第4項において第3項の規定にかかわらず、個人の生命、身体又は財産の安全を守るたに必要がある場合であり、本人の同意がある、又は、本人の同意を得る事が困難であるときは特定個人情報を利用することができることを、第5項において法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことを、第6項において目的外利用及び目的外提供をする場合には本人及び第三者

の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないことを規定している。第14条の改正では、オンライン結合による個人情報の外部提供の禁止原則を解除するものとして規定している第3項において住民基本台帳ネットワークシステムを通じて都知事へ送信する事項に個人番号を加える整備をするものである。第14条の3の改正では、国が設置及び管理をする情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の外部提供についても前述の禁止原則を解除するものである。第15条第2項の改正では、特定個人情報の開示請求について、未成年者の法定代理人、成年後見人に加えて任意代理人による請求を認めるものである。なお、訂正、削除、利用及び提供の中止の請求についても同様である。第16条の改正では、特定個人情報の開示請求書の記載事項として氏名及び住所に加えて個人番号の記載を求めるものである。第22条の改正では、適切な手段を用いずに収集等をされた特定個人情報のほか法第20条又は第28条の規定に違反して収集され、保管されている特定個人情報についても削除の請求を認めるものである。第23条の改正は、第13条の規定振りが改められることに伴うものである。第25条の改正では、特定個人情報の訂正、削除又は目的外の利用及び提供の中止の請求書の記載事項として氏名及び住所に加えて個人番号の記載を求めるものである。第27条の2では個人情報の訂正を行った場合には、必要に応じてその個人情報の提供先に通知をするという規定を新たに加えるものである。制度上、情報提供等記録の訂正を行った場合には、情報照会者、情報提供者及び総務大臣の3者に通知をしなければならないとされたためである。最後に第32条の改正では、情報提供等記録開示システムによって閲覧が可能な特定個人情報については制度の趣旨を踏まえ本条例に基づく閲覧を重ねて行うことができるとするものである。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 パブリックコメントを実施しているとのことだがまだまだマイナンバー制度について理解が深まっていないように思える。

事務局 今後も制度の周知にむけて広報の特集号を組むなどして周知を図っていく。

委 員 今回、条例改正の案が出ているが、他市も条例を改正することで対応するのか。

事務局 多摩の各市の状況だが新たな条例を整備する市と既存の条例を改正する市は概ね半々である。

委 員 制度にあわせて個人情報保護条例の改正をして規定を整備するという意味では理解する。法第19条第9号では地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときは特定個人情報の提供が可能とあるが、昭島市は個別条例等の整備を行う想定なのか。また、その事務事業についての想定はあるのか。

事務局 法第19条各号で定めている場合以外に特定個人情報の提供をすることはできないので、例えば市長部局から市教育委員会に特定個人情報の提供をしようとする場合には条例で定めないと提供ができないこととなる。具体的にどの事務が当てはまるかについては現在、調査中である。

委 員 明らかにした段階で条例を整備していくということか。

事務局 その通りである。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については条例の各条項の改正の方向性について了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは諮問第54号については原案のとおり了承する。

会 長 続いて諮問第55号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 本年10月1日を基準として日本に住んでいる方々、世帯を対象として国勢調査が実施される。この調査は国や地方公共団体の今後の行政を行う上で大変重要な資料となる。また、従来に増して精度の高い統計の提供が期待され、かつ、同時に調査結果の迅速な公表も求められている。しかし、個人情報に対する意識の向上等やライフスタイルの多様化に伴い、調査員による面接が困難な世帯が増加するなど調査環境も大きく変化している。そのため、今回からインターネット等を通じた提出方式も導入された。また、紙の調査票の回収方法について、前回実施した全件封入方式は未記入や記入不備等が多くなる原因ともなったので今回は選択制となったが、それでもなお記入不備等が想定されるため住民基本台帳の記載事項のうち国勢調査の調査事項に係る項目について、同審査事務に必要な範囲内において当該市町村の職員が参考資料として住民基本台帳の情報を活用することについては、住民基本台帳法の趣旨に照らし差し支えないと国から一定の解釈が示されている。この通知を受け、本市においてもそのような不備等があった場合は、住民基本台帳の情報を活用しながら調査票の記入不備を補記し、国勢調査の精度を確保することを考えている。この住民基本台帳法の情報の活用が個人情報保護条例第13条第1項に規定されている個人情報の目的外の利用に該当することから諮問をするものである。目的外利用する個人情報は、氏名、男女の別、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、国籍、住所となる。情報管理については、国から示された住民基本台帳を用いた調査票補記の流れを踏まえ、一定のルールに基づいて、個人情報の適正な管理に努める。また、この利用に係る端末装置については市役所の国勢調査本部室に設置し、ID・パスワードにより不正アクセスを防止するとともに本部室の時間外等の施錠を徹底する。また、端末装置の操作者は国勢調査実施本部所属の職員に限るものとする措置をとる。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 調査票とインターネット回答での調査項目は同じになるのか。

説明員 調査項目は全く同じである。

委 員 今回の個人情報の目的外利用は、調査票に不備があった場合に住民基本台帳と突合して追記、補記をするということか。

説明員 その通りである。

委 員 住民基本台帳を用いた調査票補記の流れという別紙の資料は国から示された資料なのか昭島市が手順を定めたものなのか。

説明員 国から示された資料である。

委 員 国から国勢調査の調査事務を画一的にするために示されている基準が今回、諮問として提出されており、これに沿って進めてよいかを諮問しているということか。

説明員 その通りである。昭島市として国の考え方にに基づき、住民基本台帳の情報を活用していくことを考えている。

委 員 氏名、男女の別、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、国籍、住所がきちんと記入されていれば補記はしないということか。

説明員 その通りである。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承とする。

会 長 次に、報告案件について、事務局に報告を求める。

(議題(3)及び(4)について事務局より報告があった。)

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委 員 平成26年度情報公開制度の運用状況の損害保険証券写しの請求についてだが、条例第9条第2号又は第9条第4号該当で一部開示をしているがこれは何を黒塗りしているのか。

事務局 保険証券会社の担当者の名前を個人に関する情報の保護の観点から、代表取締役社長の印鑑について財産の保護の観点から黒塗りをしている。

会 長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。